

タイにおける「子育て支援」政策の現状と課題

—「子ども開発」¹⁾と「家族制度開発」を中心に—

Situation of Childcare Assistance in Thailand

—Focus on Child Development Policies and Family Institution Development Policies—

江藤 双恵

ETOH Sae

The purpose of this paper is to clarify the current situation of the childcare assistance issues focusing on the Child Development Policies and Family Institution Development Policies in Thailand, and to find out how policy-making bodies and implementers perceive the child care assistance, using the information and data I collected from 2006 to the beginning of 2009.

In 2007, the Ministry of Education established the guideline and standards for early childhood education in collaboration with three related Ministries and other organizations. This guideline places great importance on spreading the knowledge on child-care as a way of assisting parents and other persons who raise children. Some other child development programs also include the idea of childcare assistance issues especially for working poor with children. In Family Institution Development Policies, a new experimental program called “Family Development Center” is carried out by the local government to improve the parent-child relationship and communication with the support of the Ministry of Social Development and Human Security.

Both central and local governments regard the followings as most serious problems in child-raising: abandoning children, leaving the care of children in the hand of their relatives or other care givers, and the trends of consumerism. In order to solve these problems, they put emphasis on providing parents the knowledge about childcare, consciousness operation with the idea of “sufficient economy” as the king’s philosophy and family moral in which they strengthen two ideas. The first idea is that parents should take care of their children by themselves, and the other is that the family should be complete being composed of father, mother, and children.

The government’s real purpose of assisting parents and other persons who raise children, as well as the government’s vision on the parental needs and children’s well-being expressed in these programs are still ambiguous. Further investigation of these policies is required in the context of welfare socialization especially in rural areas.

1. はじめに

本稿の目的は、タイにおける「子育て支援」政策の現状と課題を明らかにすることにある。本稿

では、「子ども開発」および「家族制度開発」の2つの開発政策をとりあげ、それらの中で「子育て支援」という課題がどのように扱われているか、どのように実施されているかについて検討する。

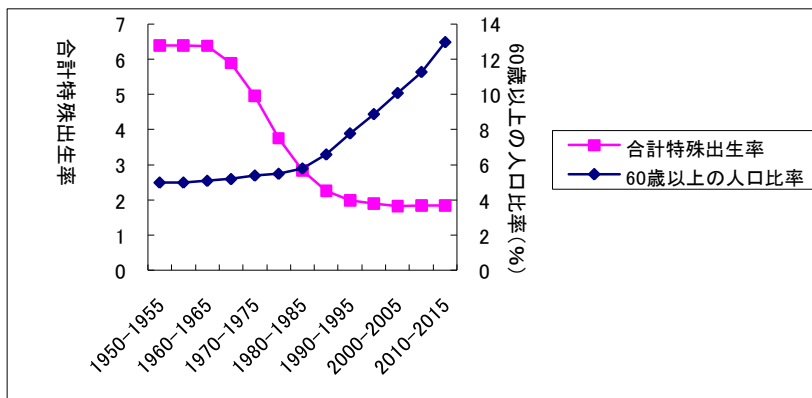
1990年の「社会保障法」、2003年の「高齢者法」・「子ども（児童）保護法」成立などから、タイは福祉国家への第一歩を踏み出したとみなす向きもあるが、公的な社会保障制度の対象となるのは国民のごく一部にすぎない²⁾。2009年現在、タイにおいて制度化された「子育て支援」の意味を持つと考えられる施策には、出産手当、子ども手当、のべ90日間にわたる産前産後の有給休暇³⁾、障害者や貧困者など特別に支援が必要とされる子ども（の養育者）への公的給付などがある。母子保健（行政）分野を除いて、国民全体を対象とする「子育て支援」というテーマに関して明確な位置づけが行われているわけではない。

そんななか、ジャーナリズムでも人口減少が「問題」としてとりあげられるようになった。たとえば、バンコク・ポスト2008年7月15日号の掲載記事には、2008年のTRF（合計特殊出生率）が1.5と発表されたこと、これまでの人口抑制政策の見直しが必要な時期がきていること、子どもを持つようとしている人々に対して扶養手当の支給や

減税によって子育ての動機づけを行って支援する必要があることなどが述べられている[Bangkok Post 2008b]。しかし、これは、いわゆる「都市中間層」以上の階層を念頭においた提言である。なお、図1は、国連の人口推計に基づいたタイの合計特殊出生率と60歳以上の人口比率の推移である。

1997年金融危機以降、財政基盤が脆弱な政府の下、既存の社会保障制度にカバーされない高齢者、身寄りのない高齢者への福祉サービスを誰が担うのかという問題は、アジアの「中進国」における高齢者福祉の「社会化」、「市場化」という議論を活発化させた[末廣2006, 大泉2007]⁴⁾。子育ての「社会化」、「市場化」についてはどうであろうか。実際のところ、1970年代以降、身寄りのない子どもなど、困難に直面している子どもの支援に積極的に取り組んできたのは、タイ国内外の人々によって運営されているNGOsである。都市スラムや貧困農村で、子どもの支援やそれを通じた子どもの養育者や地域社会の支援に多くのNGOsが

図1 タイの合計特殊出生率よ60歳以上の人口比率の推移



(出典 United Nations, World Population Prospects The 2006 Revision から江藤が作成)

成果をあげてきたことは確かであり、NGOs は子育ての「社会化」の進展を促す原動力となってきた。さらにいえば、子どもを直接の対象としたものでなくても、官民の所得創出プログラムなどが、子育て中の人々にとっては子育て支援の意味をもった。しかし、国家レベルの社会・福祉政策の中で「子育て支援」が明確に課題化されるにはいたっていない。幼い子どもの養育は親族が行うものとする社会通念もあって、タイでは階層を問わず子どもの世話は親族に任せて働くことが当然視されてきたし、「子育て支援」を提供する最善の資源として親族ネットワークが十分に活用されていると信じられてきたからである。

一方、「市場化」については、富裕層を対象とした民間の「子育て支援」サービスは、ビジネスとして急速に発展している。1997年の金融危機の後で設立された幼稚園の経営者によれば、「子ども」や「教育」をビジネスの対象としたのは、他の分野に比べてリスクが少ないうえに発展の可能性が高いと考えられたからであった。金融危機後の危機感ゆえに、いたずらに消費を煽るようなビジネスを非難する風潮があり、新たにビジネスを興すならば社会貢献度が高く、風あたりの強くない業種を選ぶ必要があったという[江藤 2007]。そもそも「家事使用人」やベビーシッターを雇うという選択は、金銭的に余裕のある女性たちの間では当たり前のことであった。たとえば、斧出(2007)では、バンコクの中間層の世帯では、これまで「伝統的な親族ネットワークがサポート源として強力に機能してきたが、親族のサポートが得られない時には子守や託児所を利用する」といった市場化に頼ってきた」と観察されている。中流以上の階層では、子育て情報誌の活用やインターネットの掲

示板利用なども活発化している。上質紙に美しい写真を用いた高級感あふれる子育て雑誌やインターネット上のサイトで、富裕層向けの産院やナーサリー、衛生面、栄養面、教育面、玩具などの子育て情報を得るのは容易である⁵⁾。

日本では、1989年の1.57ショックを契機として策定された1994年のエンゼルプランが明確に実施されたはじめての「子育て支援」政策であると見なされている[汐見 2008]。つまり、日本では「子育て支援」は少子化対策として始まった。しかし、現実には、「子育て支援」として一括りにされる政策は、支援主体によって支援する対象や目的が異なっている[萩原 2008]。しかも、これらの政策によって少子化に歯止めがかかったとは言い難い状況である。

タイでも類似のことが指摘できる可能性がある。菅谷は、1998年12月に社会保険制度に導入された家族給付(子ども手当)は、「この国で急速に進みつつある少子化への対応としてとらえることもできる」と考察している[菅谷 2004: 193]。Kusakabe は、タイの労働福祉行政の中では、ワーク・ファミリー・コンフリクトの問題が等閑視されてきたとILOの委託研究の中で指摘し、共働きや女性世帯主家族の多いタイの家族形態に即した解決が早急に求められると述べている[Kusakabe 2006]。また、本稿の3節で検討する「家族制度開発」という新しい政策の中では、「養育放棄」「子どもの非行」などが問題視されている。つまり、タイにおいても「子育て支援」の目的には、少子化対策、子育て中の働く母親の支援、親子関係の改善など多様なものが想定できる。

本稿では、以上の問題関心にもとづき、まず2節では、「子ども開発」政策に目をむける。そして、

その中での「子育て支援」の位置付けについて分析する。続いて、0-3 歳児向けの民間の託児施設や職場に併設された託児施設、農村部における「幼児開発機関」の質的量的拡充の動きについて取り上げる。「子どもを身近な施設に預けて働く」という選択が拡充されれば、母親たちの就業と子育てに影響を及ぼすと考えられる。これまでのタイにおける乳幼児の託児施設や幼児開発機関に関わる制度の変遷、教育改革におけるその位置づけや特徴については国家教育委員会の資料[ONEC undated]や鈴木（2006）などで整理されており、タクシン政権下で着手・実施された「子ども開発」については、すでに江藤（2007）でその特徴を明らかにしたので、本稿では、タクシン政権がクーデターによって崩壊した 2006 年 9 月以降の、0 歳児から小学校入学前の子どもに関わる施策の進展状況を中心に明らかにする。

次に、3 節では、「家族制度開発」について、社会開発・人間の安全保障省の担当官・研究者らへのインタビューからその理念について考察する。また、「家族開発センター」事業が「子育て支援」プログラムとして運営されているコンケン県のパイロット・サイトの事例を取り上げて、実際の運用についても検討する。

本稿で取り上げるインタビューやプログラムの事例は、国立女性教育会館（NWEC）の主催研究事業「平成 16 年度・17 年度家庭教育に関する国際比較調査」（以下「NWEC-IFR2005」）および、それに続く「現代の育児環境に関する国際比較研究・日・韓・泰・米・仏・瑞の 6 カ国調査の細分析」（2007～2008 年度 文部科学省科学研究費助成研究）の研究メンバーとして筆者が実施した調査にもとづいている⁶⁾。具体的には、幼児教育・「子

育て支援」などに関わる各省庁・地方自治体などの担当者、専門家などへのヒヤリング調査（以下「ヒヤリング」）であり、「NWEC-IFR2005」が 6 カ国で 0 歳から 12 歳までの子どもを育てている人を対象に実施したサンプル調査（以下「NWEC-IFR2005 サンプル調査」）と並行して行ったものである。

本稿は「NWEC-IFR2005 サンプル調査」結果やヒヤリングで得た情報を出発点としながら、「子育て支援」政策の課題を議論の俎上にのせるための予備的な研究ノートである。

2. 「子ども開発」における「子育て支援」

タイ教育省は 1997 年以降の教育改革⁷⁾の一環の中で、早期教育の重要性を指摘し、幼児教育（kan sukxa phatommawai）の対象年齢を、従来の 3-6 歳から 0-5 歳へと拡大した⁸⁾。また、2001 年以降強いリーダーシップで政権を握ったタクシン元首相は、独自の子ども・青少年政策を展開した。そこでは「子ども開発」、すなわち、国際的な競争力の向上に資する人材の育成という側面が重視され、乳幼児においては特に脳科学の活用や「IQ の向上」が重要テーマとしてうたわれた〔江藤 2007〕。

他方、教育統計によれば、3-5 歳でフォーマルな教育課程に在籍している生徒の年齢人口における割合が 1992 年には 39%であったのに対し、1999 年には 75%、2004 年には 82.5%⁹⁾に増えた。0-3 歳児の託児施設在籍率は、1.1%（1997 年）から 2.3%（2004 年）と、比率自体はわずかであるが、97 年以降 2 倍に増えた（表 1）。これらの変化は、幼児教育重視への教育改革の成果であると

表1 2004年における0-5歳児の託児等サービス利用状況

年齢層 人数	養育者	
	家族・親族	サービス利用
3歳未満 2,850,937人	2,784,167人 97.7%	66,770人 2.3%
3-5歳 2,991,132人	524,439人 17.5%	2,466,693人 -幼児開発機関 653,057人 -幼稚園 1,803,636人 82.5%

出典： 「幼児（0-5歳）開発に関する方針および戦略（2007-2016）」11ページ、教育省国家教育委員会（ONEC）による2004年のデータより江藤が作成

ともに、親たちの早期教育への関心の拡大を反映している。あるいは、子どもを国家の発展のための礎としてとらえるタクシンの子ども観¹⁰が広く流布していることの反映かもしれない。

教育行政における「子育て支援」は、1999年タイ教育法第13条(1)において、「父母もしくは保護者は、扶養する子どもの養育および教育において、知識、能力を習得させるために政府の支援を受けることができる」と規定されたことに始まると考えてよいだろう。1999年教育法では、社会全体を幼児教育に参加させること、親だけでなく、あらゆる関係者が幼児教育についての教育を受けることができるようにすると明記された。タイ国家教育計画（2002-2006）では、政府は多様な形式での幼児教育の推進・支援を行うなかで、特に両親や保護者、親になる準備をしている人へ「子どもの養育に関する教育」を実施するとされている。2007年には、以下で述べるように他の機関の協力と参加を得て省庁横断的な幼児教育に関する包括的な方針・戦略が作成された（「幼児（0-5歳）開発に関する方針および戦略（2007-2016）」pp.1-2より引用）。

(1) 「幼児（0-5歳）開発に関する方針および戦略（2007-2016）」¹¹

「幼児（0-5歳）開発に関する方針および戦略（2007-2016）」の作成にかかわったのは、8省35以上の官民組織の代表者である（表2）¹²。それまでは社会開発・人間の安全保障省、公衆衛生省、教育省、内務省の主要4省およびその他の組織がそれぞれの担当分野において独自のプログラムを実施していた。しかし、「（現状では）すべての家族を量的、質的に支援できているとはいえない。組織間の連携が不足しており、方針や教育の方向性が明確ではない」（「方針および戦略」3.2.2(5)より引用）と問題視され、2007年5月に各機関の連携を求めるための不信任案が内閣府に提出された。その後、教育省案に基づいて合意されたのがこのガイドラインである。「幼児教育」ではなく、「幼児開発」（kan phatthana dek phatommawai）という語が使われているのも、各機関の合意を反映してのことであろう。「方針および戦略」全体の概要がロードマップとしてまとめられていたので翻訳した（図2を参照）。本稿の課題との関連では、戦略の3本柱の1つとして「両

表2 「方針・戦略」の共同策定組織

1. 社会開発・人間安全保障省	7. 国防省
1) 社会開発・福祉局	・軍最高司令本部
2) 幼児・青少年・機会喪失者・障害者・高齢者保護推進事務室	・海軍託児施設運営事務室
3) 女性問題・家族制度開発事務室	・陸軍社会保障プロジェクト事務室
2. 公衆衛生省	・プラモンクットクラオ医科大学
1) 保健局	・空軍教育戦略局
2) 医療サービス局	8. 法務省
3) 精神衛生局	・刑務局
3. 内務省	9. 財務省
1) バンコク都	10. 首相府
・衛生事務室	・予算事務室
・社会開発事務室	・国家経済・社会開発委員会事務室
・教育事務室	11. 国家警察委員会国境警察司令部
2) 地方教育連絡・開発事務室	12. 民間組織および NGOs
・地方教育連絡・開発事務室	・タイ幼稚園協会
4. 教育省	・バンコク大司教区教育部
1) 基礎教育委員会事務室	・子ども財団
・基礎教育方針・計画事務室	・スラム赤ちゃん財団
・特別教育管理事務室	・ドゥアン・プラティープ財団
2) 高等教育委員会事務室	・サハタイ財団
・各大学附属学校	・子どものための図書財団
・ラーチャモンコン技術大学	・学習科学研究所 (NBL)
3) 次官事務室	・健康促進支援財団 (so so so)
・私学教育推進委員会管理事務室	・タイユニセフ
・制度外教育管理事務室	・幼児青少年教育協会 (do yo .so oo)
4) 国家教育委員会事務室	・タイ母乳センター
・教育レベル・学習開発事務室	・ブラン・パブリッシング出版
5. 労働省	・ファミリー・ダイレクト出版
・労働保護福祉局	・雑誌「母と子」
6. 文化省	・雑誌「Mother & Care」
・宗教局	・雑誌「Real Parenting」

(出典)「幼児(0・5歳)開発に関する方針および戦略(2007-2016)」40~41ページの表に江藤が一部加筆して作成

親および養育者の支援」が位置づけられていること、さらに両親や家族の参加の重要性が強調されていることに着目すべきであろう。戦略の 8.2「父母、その他の養育者の支援」では、支援すべき対象として、「父母、養育者、家族、再婚相手、親となる準備をしている者、妊婦、教師、医療・保健分野の人材、チュムチョン¹³⁾のリーダー、地方のリーダー」が挙げられている。関係者の誰もが幼児教育に関する最新で適切な知識・スキルを得るよう支援するとされ、そのためのメディアは、印刷物や雑誌、ポスター、パンフレット、ラジオ番組、テレビ番組、映像媒体、CD-ROM、電子媒体等の多様な形式で製作すると明記されている。支援対象の中に「再婚相手」が挙げられているところを見ると、ステップファミリーへの支援の必要性が認識されていることがわかる¹⁴⁾。

ところで、同「方針および戦略」では、家族内での子育てについて以下のように問題点が指摘されている。

親たちは良き父母（ポー・メー・ティ・ディ）になるための子どもへの適切な接し方についての教育を受けていない。多くの親が自分の手で育てることを重要視せず、親族や養育者（プー・リアン・ドゥ）に子どもの面倒を見させている。また子育てについていまだ誤解している父母が多い。たとえば、物を褒美として与えることによって愛情を示す、子どもが間違いをするたびにたたき、「嫌いになっちゃうよ」と子どもを脅す、子どもが言うことを聞かないときに医者や警察官などを引き合いに出して怖がらせるなどである（「幼児（0-5歳）開発に関する方針および戦略（2007-2016）」3. 2.2 (1)より引用）。

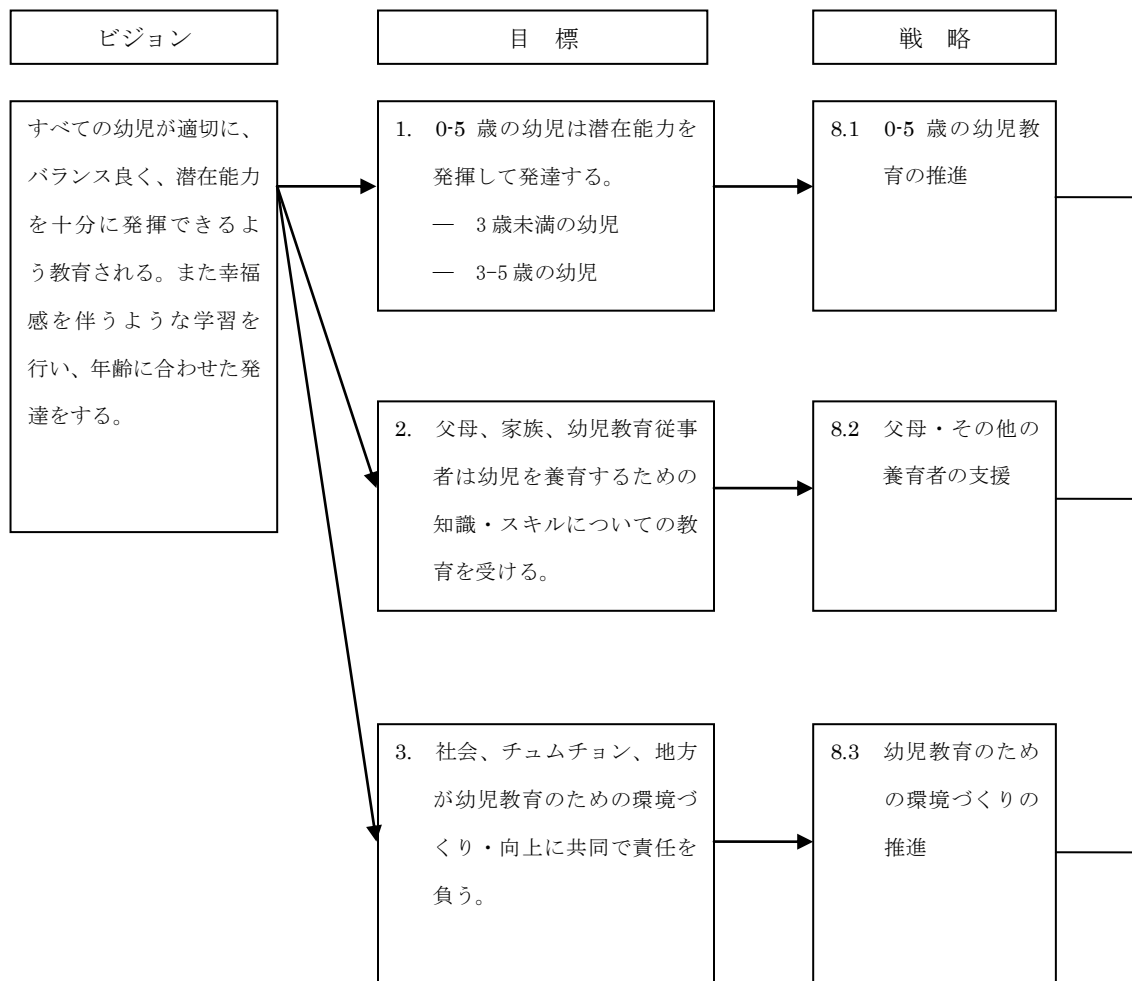
「父母、その他の養育者の支援」の目的は、これらの問題に対処することである。となれば、「良き父母」を作り出すことこそが、「父母、その他の養育者の支援」の内容であると考えても良いであろう。家族内での子育てに関する政策決定者側の認識については、類似の表現が「家族制度開発」政策文書の中にも含まれている。つまり、このような問題観は教育行政に限ったものではないので、3節であらためて論じることとする。

(2) 農村部の幼児開発機関

サターン・ガーンパッターナ・デック・レック（幼児開発機関）と総称される施設のほとんどは、農村部のタンボン自治体、テーサバーン・タンボンと呼ばれる地方自治体によって運営されている¹⁵⁾。江藤（2007）で紹介したコンケン県の2か所の幼児開発センターがこの範疇の施設である。「幼児（0-5歳）開発に関する方針および戦略（2007-2016）」によれば、これらの施設の問題点は、「暗記させるだけで考えることをさせない。幼児をただ座らせておく。焦って読み書き計算を教える。幼児が学習の基礎を理解していないのに教える。また、教師やきょうだいなどの教育、心理学や幼児教育の分野の知識、理解のある人材の育成に力を入れなければならない。現在は実務に携わる前の、また実務中の組織的かつ継続的な研修、効率的な研修が不足している。また幼児センターのレベルを監督する組織がない」などである。

タンボン自治体、テーサバーン・タンボン自治体を含む地方自治体を管轄しているのは内務省地方自治推進局（DLAであり、幼児開発機関を全国レベルで統括するのは同省同局である。同局のテクニカル・スタッフであり基準作成の責任者であ

図2 幼児（0-5歳）教育開発



(出典)「幼児（0-5歳）開発に関する方針および戦略（2007-2016）」39ページの図から江藤が作成

戦略 (2007-2016) のロードマップ

対 策

8.1.1 多様な形式の幼児教育機関およびサービス機関において良質なサービスが広く実施されるよう推進・支援
 8.1.2 幼児教育を目的とするさまざまなプロジェクトを支援
 8.1.3 子どもの発達を見守り、保護するために、健康診断と発達評価を受けなければならない。
 8.1.4 政府は必要に応じて幼児、特に特別能力を持つ幼児、特別な配慮が必要な幼児、機会喪失幼児の要望に対応した教育サービスを実施しなければならない。
 8.1.5 国家基準・標準を定める。
 8.1.6 幼児教育機関は内部評価制度および外部評価制度を構築するよう推進する。
 8.1.7 家族と託児施設／幼児教育機関／幼稚園などの各段階が連携するシステムを構築する。

8.2.1 父母、養育者などが幼児心理学や幼児養育方法についての知識、理解を得るためのサービス、訓練を実施する。
 8.2.2 父母、保護者、養育者などに幼児養育の適切な知識を与えるためのメディアの制作を推進・支援する。
 8.2.3 父母、養育者向けの幼児教育評価指針、簡単な発達観察マニュアルを作成する。
 8.2.4 養育者、保育士、教師他の教育プロセスを改革する。
 8.2.5 幼児向けのサービス施設、教育施設の人材をプロとして教育する。
 8.2.6 託児施設、幼児教育に携わる人材の報酬や福利厚生を改善する。
 8.2.7 幼児教育の専門協会や関連団体の強化を推進・支援する。
 8.2.8 幼児の保護者団体設立を支援する。

8.3.1 参加の推進 (8.3.1.1 チュムチョンと社会の参加の潮流形成 8.3.1.2 政府と民間の教育機関、組織等の幼児教育の推進・支援 8.3.1.3 国民に幼児教育および参加の重要性を認識させるためのキャンペーン展開 8.3.1.4 幼児教育機関の役割を地域の(コミュニティ)センターとするよう支援 8.3.1.5 自由学習場所の推進 8.3.1.6 政府に継続的幼児教育戦略・対策を作成させるためのキャンペーン展開) 8.3.2 研究とナレッジベースの構築 (8.3.2.1 幼児についての研究、ナレッジベース構築の推進・支援 8.2.2.2 幼児教育のための学習メディア制作の支援 8.2.2.3 幼児教育従事者の生活向上のための研究推進) 8.3.3 運営・連携・評価のための組織、メカニズムの開発 (8.3.3.1 国家幼児教育委員会 8.3.3.2 委員会事務局となる SKS 内の事務局レベル組織) 8.3.4 資源の調達 (8.3.4.1 政府の予算拡大 8.3.4.2 税制対策の改善 8.3.4.3 あらゆる関係機関からの資源調達) 8.3.5 幼児教育に対するマスメディアの役割推進 (8.3.5.1 すべてのマスメディアに幼児教育についての知識を広めさせる。) 8.3.6 地方自治体による幼児教育 (8.3.6.1 地方自治体による地方での良質な幼児教育の実施の推進・支援 8.3.6.2 地方自治体の計画に基づく幼児教育責任者の配置 8.3.6.3 幼児教育センター／教育機関の主体は地方住民であるとの広報、協力の要請) 8.3.7 法令 (8.3.7.1 幼児教育、幼児保護に関する法令、規則を「子どもの権利条約」に準拠するよう改正 8.3.7.2 効率的な法令、ルールの順守の支援)

るポンチット博士からの聞き取り（2008年2月）を以下にまとめる。

2004年から2005年にかけて、「地方自治体によって運営される幼児開発センターに関する実施基準」を作成した。基準作成以前にも、全国に「幼児開発センター」「幼児センター」など、さまざまな名称で呼ばれる幼児開発機関が存在しており、複数の省によって管轄されていた。2003年までに17,000センターが内務省（地方自治体を意味する：筆者）に移管されたが、場所によってかなりの質・レベルの違いがあったため、共通の基準を作る必要が生じた。適正な人材や設備などの基準については中央レベルで定めることができるが、カリキュラムや玩具などには地方ごとに宗教・文化による差があるため、ローカルで定めることにした。なお、カリキュラム以外の設置基準は、他の省の幼児教育機関に関するものと大差はない。

設立・運営の第1の目的は、地方の貧困な両親を支援することにある。経済力があれば私立の幼稚園などに入れることができるが、どこにも通わせられなければ子どもの発達を損なうことになる。そこで、貧困地域に照準をあてて、制服はなし、経費はすべて無料ということにした¹⁶⁾。中央で定めた基準は最低レベルであり、基準よりも高い質を備えた施設もあるが、基準を満たさないものもまだ数多くある。地方自治体にはいろいろな規模のものがあり、特に、農村部のタンボン自治体には人材が不足していたり予算規模の小さいところも多い。タンボン自治体の職員や各ムー・バーンから選出されるタンボン自治体議員は、学歴も低く幼児開発機

関の意義についてまだあまりよく理解できていない。貧困者世帯の支援を通じて子どもの発達を促すことが最大の目的であり、単なる託児所ではなく教育機関として運営し、親たちにも子どもの発達について知識を得る場を提供したいと考えている。本来、義務教育もすべて地方自治体によって運営されるべきであるが、まだ適正な規模にいたっていない自治体も多く移管には時間がかかる。

貧困な親たちの子育てを支援するという意味では、これまでの政府は明確な施策を実施してこなかった。タクシン元首相の時代には、タンボン自治体に図書館やおもちゃセンターを作るなどの計画があったが立ち消えてしまった。親たちがバンコクに働きに来るのを止めさせることも難しい。畑仕事は年に3、4ヶ月程度のものであり、だれもが都会に働きに出たいと考えるのは当然である。今、農村部に必要なことは、地方自治体の力で子どもと親の絆を深めるような場所を作ること、たとえば親子そろって参加できる運動会の開催などが重要である。また、将来的に子どもたちが農村を離れて都会に行ってしまうとしても、出身地のことを誇りに思えるような施策が実施できるとよい。チュムチョンにおける「家族制度開発」とか、OTOP（一村一品運動）、その他の所得創出活動などが、子どもたちの出身地のイメージを高めるように働くと思う。現役を退いた後の高齢者が近隣の幼児開発機関で働くのを推進しているという話も聞いたことがある。もっと推進してもいい。

以上がポンチット博士の見解である。上記のように、ポンチット氏は幼児開発機関設立の第一目的を「地方の貧困な両親の支援」としている。筆者が2006年の2月にコンケン県で行った幼児開発センターのセンター長、教員・保育士、地方自治体議会の議員や事務長などへのヒヤリングでは、設立目的として「子ども開発」が何よりも優先的にあげられていた【江藤 2007】。タクシンを退陣に追い込んだクーデターによる政権交代も影響を及ぼしているかもしれないと考えて、2009年2月に再びコンケン県でインタビューを実施した。しかし、現場の教員たちは、2006年のときと同様に「子ども開発」を重要視しており、「親の支援」を設立目的として答えた人はなかった。ムアン郡テーサバーン・タンボン・サムラーンの幼児開発センター（3歳から就学前までの幼児を対象）では、リーダー格のチャンシー教員は迷わず「子ども開発」、小学校への入学に備えた教育を行うことを第一義的な目的と答えた。2007年の基準制定以降、この職につくには幼児教育の学士号をもっていることがもっとも望ましいと考えられるようになり、すでにポー・ドー・ドー（保育士）¹⁷⁾として働いている中等教育後期課程（高校3年レベル）修了者や、大卒者でも他の課程を専攻していた人は、働きながら幼児教育を勉強して学士の取得をめざしていることが多い。（幼児教育に限らず）教育学の学士号をもっていればクルー（教員）と呼ばれている。過渡的な状況の中では複数の職名を与えられた幼児教育機関における養育者は、いずれはクルーとして統一されるようになるかもしれない。教員資格の基準も厳しくなっており、「教育の専門家」という自負が、子ども第一という発想につな

がっているようである。以下、チャンシー教員の発言を紹介する。

センターに在籍した子どもたちは、在籍しなかった子どもに比べると発達面で良い影響がみられる。特に、小さいうちからセンターで同年代の子どもたちと関わることによって、コミュニケーション能力、社会性は比べものにならないほど身につく。より効果的な発達を促すために、できれば0歳児からセンターで預かりたいと自治体議会議員に提案したが、予算面で断念せざるをえなかったという。近い将来、センターで0歳児からの保育が可能になるよう働きかけていきたい。もちろん、第一目的は子どもの発達の促進であるが、親からの要望もかなりある。コンケン市内には有償の民間ナースリーがいくつかあって0歳児から預けることができるので、子どもが3歳になるまではそこに預けて働いている親は少なくない。たまたま、センターのあるテーサバーン・タンボンが市街地から近いので、通勤途中に預けるのは不便ではないが、費用がかかるのが問題である。センターで0歳児から預かれるようになれば親を支援することにもなり、良い影響をもたらすだろう。

上記のチャンシー教員の発言からは、親の支援は子どもの発達促進の手段という考え方が見てとれる。何の迷いもなく「設立目的は子ども開発」と答えるのは、2006年2月のインタビュー時と同様であった。バンコクのポンチット博士が「貧困な親の支援」を目的の第一に挙げていたのとはニュアンスがかなり異なる。この両者の違いは、上

記のポンチット氏の説明にあったような地方の実施者の理解不足だけでなく、政策担当者と「保育士」「教員」という立場の違いによってもたらされているとも考えられる。今後どのように変化していくのか、あるいは両者の見解の相違は変化しないのか見守る必要があるだろう。

(3) 民間の託児施設に関する施策

主として 0-3 歳児が対象のナーサリー、あるいはスーン・ラップ・リアン・デック（子ども養育センター）などと呼ばれる民間の託児施設は、社会開発・人間の安全保障省、社会開発・福祉局の管轄である。「幼児（0-5 歳）開発に関する方針および戦略」によれば、これらの施設は「運営面の質、特に幼児養育のレベルや施設のレベル、保育士のレベルが低い。また効率的かつ継続的な管理がなされていない」との問題がある。社会開発・福祉局では、上記の問題の改善に向けて尽力している。同局の託児施設関連行政の責任者であるベンチャーさんから得た情報を以下に紹介する。

2003 年の「子ども（児童）保護法」第 4 条、および 2006 年「託児施設の設立認可申請に関する省令」で、年齢に応じた保育士に対する適正保育人数、各人材、すなわち養育者・調理担当者・清掃担当者の資格、環境、建物、設備、衛生面についての基準を定めた¹⁸⁾。授乳室の設置や、子ども一人一人に発達記録帳を作成して進学の際に幼稚園や小学校に持っていくことも義務付けている。

設立認可申請書が提出されると現地に査察に行き、基準に合致するかどうかをチェックする。認可申請は毎年更新する。2006 年には申

請希望者向けに CD-ROM を作成して配布し、基準をわかりやすく示した。教育省管轄の幼稚園に付設されているナーサリーで 1 歳 11 か月までの子どもを預かる場合には、社会開発・福祉局の認可を受ける必要がある。他方、2 歳以上の子どもを預かる場合は、当該幼稚園に対する教育省の既存の認可のみで良く、特に新たな認可申請の必要はないことになった。無認可のまま 0-1 歳児を預かっていたことが判明すると、1 万バーツの罰金を支払う罰則規定が省令に定めてある。違反者のほとんどはこういった規定を知らないことが多い。経営者たちに知識が普及するようセミナーなどを開催して尽力している。

親の参加は重要である。託児施設の祭りなどの行事に親が参加することを奨励している。防災訓練に親が参加するというプロジェクトもある。また、親やその他の保護者を対象とした子育て知識普及のための CD-ROM を作成したり、セミナーを開催している。

民間の託児施設には、保育料が月額 500 バーツと低額なところから 10000 バーツ以上の高額なところまで、さまざまな種類がある。長い間、乳幼児を預かる民間託児施設といえば、貧困な労働者世帯の子どもを対象とした低額なものであり、質が低く子どもがかわいそうというイメージがあったが、以上のような努力を始めてから変化してきた。これまでベビーシッター一辺倒だった富裕層の、キャリアを持つ母親のニーズに応えるレベルのものも増えている。模範的な施設を表彰する制度もある。

表3 認可託児施設数と在籍者・保育士数（2007年12月）

設立地	民間託児施設数（か所）	在籍者数(人)	保育士数（人）
バンコク都	484	21659	2343
地方	1172	67090	4597
合計	1656	88749	6940

（出典 江藤が社会開発・福祉局で得た資料）

なお、2007年12月時点での認可託児施設数と在籍者数の内訳は表3のとおりである。表1と比較すると、在籍者数は2004年の66,770人から20,000人強増えており、こうした施設への需要も急速に高まっていると想定できる。ベンチャーさんへのインタビューの中で触れられていたような施設利用者の階層間格差などについても、さらにサービス利用者へのインタビューなどによって調査を重ねて動向を見守りたい。

(4) 職場に設置された託児施設

2008年2月の時点で工場・会社など民間の職場に設置され、社会開発・福祉局の認可を受けた託児所は11か所ある。ベンチャーさんによれば、職場に託児所を設けるよう組合を通じて振興している。「ヒヤリング」時の最近では、バンヤンツリーホテル（Banyan Tree Bangkok）の託児所を認可した。出産休暇後2ヶ月の乳児から預かる。大変設備が良く模範的な託児施設である。

ベンチャーさんによると、職場に託児所を設置することを奨励する目的は以下の3点にある。まずひとつめには、企業の福利厚生の実現を図ること、2つめは、親子の絆を強めることである。子どもは親が働いている姿を見て育つのが好ましい。親がどのように働いているかを子どもに知ってほ

しい。3つめには、経済力のない人を支援することである。ベビーシッターを雇えない人にも子育てしながら安心して働ける環境をつくり、子育てに関する適正な知識を与える場を提供することが重要である。

ベンチャーさんへの聞き取りを実施したのは2008年2月8日であった。その直後の2月25日づけのバンコク・ポストには、女性労働運動家が労働大臣に工場や職場の託児施設の増設などを要望したという記事が掲載された。当時の3人の女性大臣の1人であったウライワン労働大臣は、女性運動家たちの申し出に対し、工場や職場での託児施設の増設・質の改善・保育料の軽減、保育時間の延長などの課題に取り組むことに同意した。また、女性運動家は、サムットプラカン県のプラプラデーデン区にあるワット・ク・サンの子育てセンター（託児施設）¹⁹⁾をぜひ政府関係者に見学してほしいと述べた。この子育てセンターは、労働運動のネットワークによって運営されており、朝6時から夜の9時まで納得できる利用料で子どもを預けることができる。利用者のひとは、給食やミルク代込みの1ヶ月700バーツで子どものそばにいらることができると述べている[Bangkok Post 2008a]。こうした事例が社会開発・福祉局の

取り組みとどのように関連するのか、詳細を調べる必要がある。

その他、いくつかの省庁や大学など政府系機関で独自の託児施設を有しているものがある（表 2 を参照）。それぞれの省令で運営されている。このうち筆者は、マヒドン大学の国立子ども・家族開発研究所附属の幼児センター（4 か月～3 歳）およびデモンストレーション幼稚園（3 歳から小学校入学まで）、公衆衛生省の職員むけの託児施設（0-3 歳）の 2 か所を見学した。いずれも保育士・教員、設備・環境ともに充実しているという印象であった。前者は国の幼児開発政策のモデル校として設立されたものであり希望者も多い。そのため面接をして、実験校としての活動に協力してくれる保護者の子どもを優先的に入園させるという。学費は 1 か月 4,000 バーツ～5,000 バーツと安くはない。また、託児時間は 7 時 30 分から 15 時 30 分（希望に応じて 16 時）までである。保育士などの養育者と子どもの比率は、養育者 1 人につき 0-2 歳児は子ども 3 人を超えない、2-3 歳は 7 人を超えない、幼稚園は子ども 10 人を超えないと定めている²⁰。

他方、公衆衛生省の託児施設では乳幼児（0-3 歳）のみを預かる。半畳ほどの広さ、冷蔵庫つきの清潔感あふれる搾乳・授乳室もあり、母乳育児²¹を実践している母親の子どもは優先的に入園させるとのことであった。非常に設備が充実しているので、教育省、裁判所、病院、電話局、民間企業などの担当者が見学に来ているとのことである。費用は給食費のみの月額 1,000 バーツ。職員によれば、「タイの子どもは日常的に祖父母の世話を受けている場合が多いので、多様な年齢層の保育士や養育者がいるとよい」とのことである。祖母が

主たるケア者である子どもは、高齢の保育士・養育者に抱かれると泣き止むという。

(5) 福祉目的で設立された託児施設

省庁再編以前から、旧内務省公共福祉局（その後、労働福祉省公共福祉局を経て、現在の社会開発・人間の安全保障省社会開発・福祉局に再編）が設立した公務員と貧困者向けの施設がある。いずれも訪問していないので名称から推察すると、乳幼児向けの託児施設と 3-5 歳児を対象とした幼児開発機関としての機能を兼ね備えた施設である。そのうち 7 か所を社会開発・福祉局が直接管轄している。バンコクに 4 か所（バーン・ラーチャウィティ、ディンデーン、タークシン、クロントゥーイ）、サラブリ、ノンタブリ、ナコンラーチャンマーの各県に 1 か所ずつある。いずれも保育料は月額 700 バーツから 1,500 バーツと相対的に低額で、収容人員は 20 人から 60 人と小規模である²²。

上記以外に、バンコクには、国家住宅公団（National Housing Authority）とバンコク都が運営もしくは支援する貧困者を対象とした託児施設がある。後者には、NGO などの支援を受けてチュムチョン（地域住民組織）が運営主体となるものの、後述のゾンタ・インターナショナルの事例のように NGO が直接運営するものも含まれるが、大差はないようである。

2008 年 2 月には、ディンデーン区で 2 か所の託児施設を訪問した。ひとつめは公団住宅内に設けられたゾンタ・インターナショナル・バンコク 1 子ども開発センター（以下、ゾンタ子どもセンター）、そしてもう 1 か所がフワイクワーン・チュムチョン・サービスセンター内就学前託児センター（以下、フワイクワーン託児センター）である。

これらの2つの施設では、保育士ではなく「保育ボランティア」という呼び名の養育者が子どもの世話をしている。養育者を「保育ボランティア」と呼ぶ理由は報酬の安さである。幼児教育の学士を持っている人もおり、すべてのメンバーが規定の研修を受けている。したがって他の施設の常勤の養育者と比べて資格に遜色はないが、財政不足からボランティアとして働く以外ない。ゾンタの子ども開発センターでは日給180バーツ、これはバンコクの最低賃金(191バーツ:2008年)以下である。フワイクワーンは月額4,000バーツで、ゾンタよりも低い。いずれも、拙稿[江藤2007]で紹介したコンケン県の幼児開発センター保育士²³⁾の約半額である。このように低額な報酬では、ボランティアという待遇でしか雇用できないとのことであった。どのボランティアも、報酬を得るためというよりは、「子どもが好き、チュムチョンの子どもに尽くしたい」という強い動機によって働いている。また、家族に安定した収入を得る人がいるため、自分はボランティアとして働けること、とはいえ、相当な犠牲的精神がないと仕事が續かないなどの声が聞かれた。ほとんどのボランティアは近隣地区の出身者である。

ディンデーン区の上記の2つの施設のある地域は、もともとスラムだったところで屋台引きが多いことで有名である。この地域には、バンコク都によって公認されたいくつかのチュムチョン(地域住民組織)が存在している。国家住宅公団がスラム住民を定住させた団地群がある地域としても良く知られており、団地住民のチュムチョンもある²⁴⁾。国家住宅公団の運営する託児施設も含めて近隣には全部で5か所の施設があるという。それでも入園希望者が非常に多く、各施設は飽和状態

にある。センター長によるフワイクワーン託児センターの説明は以下のとおりである。

フワイクワーン託児センターは、旧内務省公共福祉局によって1976年²⁵⁾に設立され、その後フワイクワーン・チュムチョンで管理するようになった。私も同チュムチョンの出身者である。140人定員のところ240人の子どもが在籍しており、特に昼寝の時間にはすし詰め状態になる。異年齢クラス編成で、全部で6教室ある。子ども240人に対して保育ボランティアは14人である。入園申し込みがあればすべて受けることにしており、さまざまな事情から学齢に達した子どもが入園することもある。社会開発・福祉局から電気代と水道代の助成を受けているが、それ以外はすべて保育料(月額500バーツ)と不定期の寄付で運営せねばならず、経営は困難である。テレビや教材などはスタッフが提供することもある。両親のほとんどは小規模な商売に従事していて、時間的にフレキシブルなスタイルで働いている人が多い。そのため、保育時間は8時から15時30分までと短い、延長を希望する声はあまりない。送りは両親のいずれか、迎えは祖母という場合が多い。3歳未満の子を預かるかと検討したこともあるが、経費がかかりすぎるとの判断で、3歳以上小学校入学前の子どもだけを預かる。乳幼児は親族が世話をしていたり、自宅で子どもを見ている近隣の知人に預けたりして3歳になるまでしのいでいる。

他方、ゾンタ子どもセンターでは、2-6歳の子ども45人をひとつの部屋でボランティア3人が

みている。ディンデーン区役所の担当者からは、子ども 10 人あたり 1 人のボランティアという比率にするようにという指導があるが、報酬が安く働き手が少ない。保育料は一日 20 バーツである。

いずれの施設でも、文字を勉強したり、本を読んだりしている子どもが多い。親たちは、割高な幼稚園にひけをとらないように「学習」に重点をおいてほしいという希望を持っている。ただ遊ばせるだけではなく勉強をさせ、小学校の教育に十分な準備をさせたいという要望が非常に強いという。文字や算数の基礎だけでなく、英語を教えてほしいという要望もあるようだ。都市の貧困者の間でも早期教育ブームが起こっている可能性を示唆する事例である。

3. 「家族制度開発」における「子育て支援」

2 節で紹介したように、「子ども開発」の中では、子どもの養育者の支援の重要性が明確に位置づけられた。ポンチット氏の言葉の中にもあったように、農村部や都市部貧困者向けの託児施設や幼児教育機関に求められている役割は「貧困者の世帯の支援を通じて子どもの発達を促す」ことである。そしてそれは、1、無償に近い負担で子どもを養育する、2、教育機関の行事などへの参加の推進、研修、メディアの利用などによって子育てに関する知識を与えるという 2 つの方法による。

このような取り組み以外に、子育て上の問題や子ども自身の直面する問題を解決するための方策として「家族制度開発」という企てに期待を寄せるのは先述の内務省地方自治推進局 (DLA) のポンチット氏だけではない。マヒドン大学国立子ども・家族開発研究所 (National Institute for

Child and Family Development : NICFD) で 2008 年の 2 月 4 日に行われた非公式セミナー²⁶⁾では、タイの「子育て支援」には、「家族制度開発」が大きく関わっているとの指摘があった。NICFD 所長のサイルディ博士 (Dr. Sairudee Vorakitphokatorn) は、以下のような問題を列挙し、それらの解決には政策的取り組みが不可欠であるとの考えを示した。

親たちは子育ての経済的負担ゆえに現金収入を求めて働かなければならず、その結果子どもの世話をあまりみない。子育ては祖父母や学校に任せっきりでである。家族がばらばらに生活しているため、子どもたちは理想的な家族のイメージを描くことができず、自分から家族を持つという気持ちになれずにいる。自分を愛してくれる人、恋人はほしいが自ら父母になりたいという気持ちにはならない。私が行った調査によれば、政府の奨学金を得ている子どもたちの数は増えているが、その半分以上が父母以外の人に世話を受けており、父母の顔を長期にわたって見ていない。保護者の姓が子どもの姓と異なっており、母方の祖父母であると推測できる。タイでは母方の祖母が孫の日常的な世話をする役割を負っていることが多い。

妊娠中や赤ん坊が 1 歳になるまでに相手の男性に逃げられるケースも多い。子育ての負担が重い「あんたがいなければどんなにいいか」などと母親が子どもに言い聞かせていた事例もある。自分の家族がそうでなくても、そういう事例があまりにも多いので、子どもたちは親になることを夢みるのが難しくなり、結婚する人、子どもをもとうとする人の数が減少している。

バンコクでは合計特殊出生率は 1.0 を切っていないはずであり、このまま出生率の減少が進展すれば、将来的に生産年齢人口 1 人あたりで支えなければならない高齢者の数が増えて新たな負担が生じる。

「家族制度開発」という新しい政策によって、子どもたちの中に「家族とは何か」というアイディアが生まれ、家族内の交流が深まることによって、結婚や子どもを持つことに対する態度も変わると所長は期待する。さらに所長は以下のように仏教の重要性にも言及した。

子育て、子どもの問題に取り組むには、宗教（仏教）が重要である。仏教は社会の枠組みを作っている。すなわち仏教は行いの善悪の基準を示すものなので、父母や子どもの役割や義務も仏教的価値を通じて知ることができる。仏教は、身体的な実践を通じて精神的な開発を果たす方法にもなる。宗教の教えといっても、子どもが理解できないような難しいことではなく、ハイハイをする赤ん坊のうちから家族の中で見本を見せながら教えていくことが大切である。たとえば、しつけの中で、待つことの重要性を教える、感謝することの重要性を教えるなどである。

(1) 「家族制度開発」における「子育て問題」

ところで、「家族制度開発」とは、社会開発・人間の安全保障省女性問題・家族制度開発事務室（OWAFD）による、「強固な家族」（クロープクルア・ケムケン）と「ぬくもりある家族」（クロープクルア・オップウン）の創生を通じて「強固な

コミュニティ」（チュムチョン・ケムケン）をつくり、社会の安定をはかるようとする計画である。1994 年の「国際家族年」を契機として策定された計画であり、各国で実施されている社会開発の家族中心主義的（family-centric）アプローチとして性格づけられるタイプの政策 [Hennon et al. 1996]、すなわち、家族やコミュニティの強化を通じてさまざまな社会問題の解決を図ろうとする試みである。タイで社会問題とされているのは、子どもの非行、麻薬、高齢者の孤立、家庭内暴力、HIV 感染などである。この政策は、2006 年の国連女性差別撤廃条約委員会の中での社会開発・人間の安全保障省大臣声明によれば、「ジェンダー問題への草の根レベルでの取り組み」である [United Nations 2006]。本稿の課題に即して「子育て問題への草の根レベルでの取り組み」と位置付けることも可能である。

では、「家族制度開発」の中では、子育て問題はどのように認識されているのだろうか。計画当初の文書「家族開発計画 方針と計画」（1999 年）によると、タイの家族が直面する問題は、1、子ども養育に関する問題、2、夫婦に関する問題、3、世帯内の高齢者に関する問題、4、リスクの高い家族の構成や家族の状況に関する問題に分類される。それぞれが子育て問題を含んでいるが重なりもあるので、1と4の内容を列挙する。

<子どもの養育に関する問題>

① 両親が働きに出なければならず、子どもを育てる人がいなくなってしまう、子どもが放置される。幼児保育サービスが充実していない。政府の支援も充実していない。質の高い保育士が確保されないなど多くの問題を抱えている。

- ② 経済的事情によって両親が子育てに時間を割けず、子どもが放置される。
- ③ 急激な経済的変化、社会的変化により、一部の父母は子どもに愛情をかける代わりに消費志向を推進し、子どもはお金を自由に使えるものと勘違いしている。
- ④ 父母に質の高い親となるための理解が不足しており、また年齢に応じた子どもの発達に対応できていない。そのため児童虐待を含めたさまざまな問題が生じている。
- ⑤ 子どもを母乳で育てられない母親が多くいる。あるいは、(保健師などの)指示どおりに母乳育児を行っていない。たとえば、十分な出産休暇を与えないなど、法令、規則、(福利厚生)サービスが充実していないことや、父母や家族のメンバーに母乳育児についての正しい知識がないことが原因である。
- ⑥ 家族は昔のままの方法で子どもを育てている。子どもには自分の意見をいう権利は与えられていない。これは民主主義が進展し、人権が重視されるようになった社会の変化、人間の行動に関する考え方の変化、子どもの参加を重視するライフスタイルや家族関係の変化に見合っていない
- ⑦ 女兒に比べて男児を重要視し、機会を与え、女兒には家事の手伝いを求めるという文化がある。女兒の発展のチャンスが奪われていることもある。
- ⑧ 子どもの性別によって育て方を変えることで、子どもが性に関する誤った差別観や偏見を持つ。
- ⑨ 家族内の女性の多くは母親としての役割を担い、子育てに関して夫である父親の助けを受け

ていない。しかし子どもは両親の愛情を求めている。両親の愛情あってこそ子どもはよりバランスよく発達できる。

<問題を抱える傾向にある家族、リスクのある家族とは>

- ① シングル親の家族、祖父母や高齢の親族が孫と暮らす家族、義父母の家族、子どもが両親や親族でない者と生活する家族、子どもが一人で暮らす家族など不完全な家族。
- ② 貧困な家族。両親とも、もしくはいずれかに収入がなく、複数の子どもを養育しなければならないなど。
- ③ 父母や家族のメンバーが慢性疾患や寝たきり、貧困を抱える家族
- ④ 住居のない家族、常に住居を移転する家族。
- ⑤ 仕事や人間関係、お互いの不理解による離婚を理由に両親が離れて暮らし、離婚後の家族に対して責任を負わない家族。
- ⑥ 母親が若いうちに望まない妊娠をした家族²⁷⁾ 父親に子どもを育てるうえでの適切な資格がない家族、母親に収入のない家族。

これらの「問題」の中には、2節で引用した(「幼児(0-5歳)開発に関する方針および戦略(2007-2016)」での「問題」やサイルディ博士の指摘と共通するものが含まれている。「親の養育放棄」および「人任せの子育て」、「愛情の代用としての消費志向」である。コンケン県農村部の地方自治体でも、子育てに関して最も深刻視されていたのは同様に子育てしない親の問題であった。筆者が訪問したコンケンの農村部ではどこでも、離婚や出稼ぎによって親と子どもが同居していない

世帯、あるいは子どもが親の新しいパートナーと同居している世帯も含めると、子育て中の世帯の半数近くを占めるという印象が自治体の担当者に共有されていた。それ以外にも、2006年2月にコンケン県ムアン郡の農村の小学校教員への聞き取りでは、子どもに良くない影響を与える最も深刻な問題のひとつとして、親がパートナーを変更して世帯内の関係性が変化することが挙げられた。

また、先述のチャンシー教員は、以下のような見解を示した。

親が出稼ぎでなく通勤している場合でも、子どもは祖父母に任せて早朝から出勤し、帰宅しても子どもの世話は祖父母任せという状況があるのではないだろうか。自分で育てていないから楽しくない、子どもから孫育ての責任を押し付けられるのも楽しくない、自分で自分の子どもを育てていたら楽しいに決まっている。

チャンシー教員の発言からは、「子どもは親が育てたほうがいい」という規範の強さを感じられる。一方で、幼児開発センターなどの施設が、親の就労と「親自身による子育て」の両立を助けるものという認識はほとんどなかった。

ところで、「NWEC-IFR2005 サンプル調査」では、実子以外の子どもを育てている人の割合が多く(12.1%)、別居中の子を持つ人の割合も15%と高かった【国立女性教育会館 2006】。この結果からは、「自分で自分の子どもを育てなければならない」とする規範が強いは考えられない。となると、政府文書の「問題観」やチャンシー教員のような考え方は新しい家族道徳であるといえるかもしれない。

(2) 「家族制度開発」の理念

計画文書に挙げられたような「家族の問題」がクローズアップされるようになった背景には、1997年の金融危機以降の社会不安の増大がある。金融危機の発端となるバブル下落の結果、貧困層がこうむった生活上の打撃は大きかった。当時のチュアン政権は国外ドナーの支援を求める一方、「社会の安定」をはかるために緊急社会政策を講じた。こうした施策が、家族やコミュニティを「制度外社会保護メカニズム unofficial social protection mechanisms」【The World Bank 1999:22】の基盤として活用しようとする政策とつながっている。

しかし、「家族の制度化」によって社会・国家の安定をはかるとは、地方の農村部においてはどのようなことを意味するのだろうか。めざすべき「強固な家族」のイメージを手掛かりに考えてみたい。マヒドン大学アセアン健康開発研究所とOWAFDが行った共同研究(「家族アセスメントの研究」)では、「強固な家族」とは、「家族メンバーの関係が良好で、「充足経済」²⁸⁾を実践していて、社会関係資本投資(コミュニティ活動への参加)が充実している家族が「強固な家族」であり、健康管理もよくできていて問題解決能力も高い。一方、失業、病気、死亡などのリスクはどのレベルの強さの家族でも同様に見られる」と結論づけられている【マヒドン大学アセアン健康開発研究所、OWAFD 2007】。また、サイルディ NICFD 所長によると、「各メンバーが自立しており、自分の権利を守ることができ、教育レベルが高く、仕事安定していて借金がなく、信仰に篤く、飲酒や賭け事などの悪事を行わない」家族である。さらに、コンケン県のパイロット・サイトで家族開発セン

ター事業に取り組むヤワラットさん（後述）の考えは次のようなものであり、国の方針が自分なりに解釈されている。「強固な家族とは、父・母・子がそろっていて、互いに愛情をもちあっている。どんな問題についても相談しあい、暴力がない。他方、ぬくもりある家族とは、ふだんは別々に行動していても、家族そろってのだんらんの時間を大切にし、高齢者を尊敬し大切に作る家族である。」

このように、政府文書、専門家、中央・地方自治体職員の弁から理解する限りにおいて、タイ政府の目指す「家族の制度化」は理念的、道徳的なものである。また、プミポン現国王の提唱する「充足経済」の哲学とも密接に関わっており、急速で短期的な経済成長を促進したり、消費の機会を惹起するような手法とは一線を画す考え方に基づいている。しかし、現実には、収入を上回る消費を促すような誘惑がありとあらゆる面で蔓延しており、貧困者がその欲望を満たそうとすればさらなる収入獲得の道を探す以外はない。子育てを誰かに任せることができれば、子どもをおいて都会に働きに出るのが合理的である。「家族制度開発」の目的に沿って考えれば、「養育放棄」の問題を解決する方法は「充足経済」の実践ということになる。あまり過剰な欲望を満たそうとせず、身の丈にあった消費を実践し、自給自足できるものはできるだけそうする。そのような生活を送っていれば、何が何でも都会に出て働くという選択を回避することもでき、子どもと一緒に過ごすことができるという理屈である。それはすなわち意識改革、もっといえばイデオロギー操作を通じた「子育て支援」であると同時に、「農村の貧困者は、（「充足経済」を実践しつつ）自らの手で子どもを育てるべ

きである」という道徳を普及させる試みとしてとらえることが可能である。

タクシンが子どもを「国際的競争力を持つ人材の予備軍」ととらえ、IQの向上や脳科学の活用の重要性を強調していたことはすでに述べた。つまり、タクシンの「子ども観」と「充足経済」の哲学を重視するような子育て観とは根底で対立するようなものだったかもしれない。この点について、さらに現場の実践を手掛かりに考えてみたい。以下は、2009年2月に訪問したコンケン県ナムボン郡テーサバーン・タンボン・ワンチャイの事例である。

(3) 「チュムチョン内家族開発センター」

OWAFDのウェブサイトによれば、「家族制度開発」政策のプログラムとして、2004～2007年までに「チュムチョン内家族開発センター」が全国で3000以上設立されている²⁹⁾。テーサバーン・タンボン・ワンチャイは、初期の2004年（当時はタンボン自治体）、全国で22か所あるパイロット・サイトに選ばれ、1、模範的な家族の推薦、2、家族そろって参加する日曜ごとのイベント、3、親子間コミュニケーションの向上、僧侶への正しい接し方、麻薬や健康などに関する知識啓蒙セミナーなどの事業を行ってきた。プログラム企画・実施の担当者であるヤワラットさんによると、2008年6月に社会開発・人間の安全保障省のクロープクルア・ペンスック（「幸福な家族」）賞を受賞したのは、「父・母・子どもがそろっていて、祖父母が同居している。親は子どもをよく育て、子どもが不良ではなく、親の仕事をよく手伝う。父親は教員であり、家族で農業をやっている。家で鶏を飼い家庭菜園で野菜類を栽培しており、消費

を少なくする工夫をして「充足経済」を実践している」という家族である。

日曜ごとのイベント、知識啓蒙セミナーの参加者は、政府文書にあった「問題を抱える傾向にある家族、リスクのある家族」に該当する世帯から選定する。2003年の開始から2009年2月までにタンボン内の2,021世帯、約9,000人の人口のうち、のべ3~40世帯の約300名が各種プログラムに参加している。タンボン内の各ムー・バーンのタンボン自治体議員やボランティアに「問題を抱える家族」を選定してもらって参加を呼びかける。親が不在の場合には、祖父母に参加を呼びかける場合もある。プログラムの意義がなかなか理解されず、呼びかけられた人の参加率は80パーセント程度であった。また参加に際して報酬を求める人もあった。そのため、いかに家族の開発が重要かを説得し、人々に意識改革を促す必要があった。説得にあたったのはタンボン自治体議員や家族開発ボランティアなど、同じムー・バーンに暮らし、各世帯の事情をよく知る人たちである。

ワンチャイで問題視されている具体的問題についてヤワラットさんに聞くと、やはり、親の離婚、出稼ぎなどによって子どもの養育を放棄している世帯、子育てを人任せにする世帯が増えていることであるという。このため青少年の非行や麻薬常習などが問題化しているとヤワラットさんは見る。0歳児から18歳までの子どもがいる世帯のうち3~40パーセントが離婚、出稼ぎを経験している。それ以外に、親子間のコミュニケーションが不足し、子どもは親の役割を理解しないし、親は子どもにどう接して良いかわからないでいる。研修では、親子の対話を促進、子どもから親に感謝の言葉を述べる機会を作り、家族内での互いの役割を書き

だして確認しあつて、コミュニケーションの改善を目指しているという³⁰⁾。ヤワラットさんは、高齢者の問題や健康に関する問題よりも、子ども、青少年が直面する問題により強い懸念を抱いていた。それは、彼女が現職につくまでコンケン県内農村部の小学校教員であったという専門性に関連していると考えられる。

テーサバーン・タンボン・ワンチャイ以外に、コンケン県社会開発・人間の安全保障事務所（社会開発・人間の安全保障省のコンケン県の出先機関）の「家族制度開発」専門家職員から情報を得て、「チュムチョン内家族開発センター」を有している場所をいくつか訪問した。複数の自治体をまわってわかったことは、「チュムチョン内家族開発センター」とは、地方自治体の職員によって企画され、すでに実施された、または計画中の家族・青少年・高齢者・健康などに関連するプログラムを意味するということである。そして、それは、社会開発・人間の安全保障省からの年度あたり1万バーツと各自治体の独自予算または他省からの予算を合わせて実施されており、現場では必ずしも「社会開発・人間の安全保障省から降りてきたプログラム」と認識されているわけではなかった。

どのようなプログラムを企画・実施するかは、各自治体のさまざまな条件や担当者の専門性や関心によって異なる³¹⁾。省の基本方針に従うというものの、具体的なプログラムの企画・運営に関しては地方自治体の職員の裁量に任されている。こういったプログラムが予算年度内に最低1回実施されたことをもって、「チュムチョン内家族センターが設立された」と県事務所側は解釈していると推察される。

(4) 保健センターの親子研修

さらに、公衆衛生省精神衛生局の傘下でも類似のプログラムが実施されている。2007年2月に精神衛生局のパイロットサイト選ばれたタンボン・ワンチャイ（テーサバーン・タンボン・ワンチャイとは別の自治体）内のシープラセート保健センター（PCU）では、12～18歳の青少年とその家族を対象にした研修プログラムを実施した。目的は親子間の関係を良好にすること、コミュニケーションを向上させることにある。該当する年齢層の青少年を含む家族をタンボン内の1地区（ムー・バーン）から10家族選んで研修を行った。当初、「父・母・子」がそろった家族を選定する予定であったが、条件を満たす家族が10よりも少なかったため、シングル親の家族や、祖父母が親の代わりに参加する家族も含むことになった。研修は一日のみで、家族内の役割や、親から子どもへの希望、子どもから親への希望などを話すチャンスや、これまでの悪かった点を謝る場面をつくった。研修以降、参加者家族の関係性はとても良くなったとのことであった。

2009年2月、研修プログラムに関する調査を実施したい旨、筆者は紹介者を通じてセンター長に依頼する手続きをとった。すると、ただちに担当者によって参加者家族のうち5家族の母親に召集がかけられ、集団インタビューを行う場が提供された。いずれの母親も、「親子が互いの気持ちや希望を話すことができた」、「頑固だった子どもが言うことを聞くようになった」、「子どもとの関係がよくなった」、「毎日子どもに愛していると表現するようになった」などとコミュニケーションの向上に効果があったと研修の成果を高い満足感を示していた。また、研修前後に形成されたセンター

職員たちとの関係が、家族関係に良い影響を与えているという感想も5人が一致していた。看護師は事前に何度も参加者家族を訪問し、話し合った。フォローアップも続いている。企画・実施者である看護師自身も、研修成功の要因は参加者家族との人間関係構築にあると自認していた。現場をよく知る担当者の尽力があるという点が社会開発・人間の安全保障省のプログラムと共通している。灌漑設備があり年2回の米の収穫が可能な地域なので、5世帯のどの母親も稲作と副業のゴザづくりを力を入れており、農業外の仕事をしていなかった。そのため、このような急な召集にも応えられたと推察される。他方、夫（父親）も稲作やゴザづくりに従事するが、農閑期には近隣に日雇いで出ている人が4人、バンコクでタクシーの運転手をしている人が1人ということであった。

4. おわりに

本稿で取り上げた事例から整理すると、2009年までに実施されたタイにおける「子育て支援」に関わる施策には、1、「子ども開発」、なかでも「幼児教育」を支えるための養育者の支援、2、託児施設の創設を通じた働く親の支援、3、家族関係、特に親子間のコミュニケーション改善のための研修という形での支援の3つの面があった。幼児教育政策においても、「家族制度開発」政策においても、子どもの養育者を支援しようという方針、姿勢が強調されていた。

「NWEC-IFR2005 サンプル調査」の結果では、「配偶者・親やきょうだい」以外の支援者・相談相手が少ないことがタイの子育ての特徴の一つであるという結果が得られていた[国立女性教育会

館 2006]。そんななか、たとえ僅かな予算の範囲ではあっても、国家レベルの政策の中で「養育者の支援」の重要性が強調されるようになったことを積極的に評価したいと筆者は考える。

また、「家族制度開発」自体は、理念先行型の政策と思われがちである。事実、この政策では「充足経済」の哲学や仏教の重要性、「父・母・子がそろった家族を良い家族」とする家族道徳が強調されている。しかし、コンケン事例から、地方自治の進展、より正確には、地方の現実に精通した地方自治体職員の尽力に今後も期待できそうなことがわかった。彼らの企画するプログラムの中には、親子間コミュニケーション向上のための建設的な取り組みが含まれている。今後、地方自治体は地域の「子育て支援」の行政面での中心的な担い手として機能するだろう。そのための呼び水としての役割をこの政策が果たしていることを肯定的にとらえてもよいだろう。

とはいえ、貧困層への「子育て支援」となると課題は山積みである。まず、農村部でも都市貧困層の間でも、無料に近い適正な利用料金で安心して子どもを預けられる施設が不足している。また、乳幼児の時期から子ども預けたいというニーズに応える必要もある。数、質両面での今後の発展が期待される。NGOs 活動に支えられてきた施設の役割や、「保育ボランティア」と呼ばれる人々の貢献ぶりを考えると、人材の資質向上や研修、資格の厳格化にばかり尽力するのではなく、さまざまな立場の人の役割を生かせるようなシステムの構築が重要であることを強調したい。

「家族制度開発」については、コンケン事例をみるかぎり、予算不足以外に以下のような課題

が指摘できる。1、「家族開発センター」のプログラムでは、地方自治体の職員の知識や専門性などにばらつきがあり、事業を担当する個人の資質によって実施される内容が左右される。人材の育成や配置などについて今後改善されるべき課題は多い。2、現行の「家族開発センター」のプログラムでは、本来のターゲットとなる出稼ぎ者、離別者などの参加を促すのは難しい。現実の多様な家族構成、養育者の属性を考慮するならば、父・母・子の親子関係にこだわるのではなく、実際に子どもを養育している祖父母への支援をもっと進める必要があるだろう。祖父母といっても40代、50代の若い人も多く、その活力はじゅうぶんに活用できるはずである。となると、「子どもは親が育てなければならない」、「父・母・子がそろっている家族が良い家族である」などという家族道徳の普及は現実的な施策とはいえない。現時点では「問題やリスク」の解決が強調されるくらいはあるが、養育者が子どもと一緒に楽しむ方法について地域の事情に即した形で発案するなどというのも地方自治体が貢献できる分野であろう。

また、「家族開発計画 方針と計画」(1999年)では、ジェンダー視点に基づいた問題の抽出がなされていたが、少なくとも筆者の訪問した現場では「ジェンダー視点」に基づいたプログラムは実施されていなかった³²⁾。「NWEC-IFR2005 サンプル調査」では、タイの子育ては相対的に男女平等であり、男性の参加度が高いという結果が出ていた一方で、「男は外で働き女は家庭を守るべき」という意見に賛成する人が男女ともに半数近くいた。子育ての性別役割や子どもの性別に基づく育て方の違いなどについて、さらに質的調査を実施して

厳密に分析を行ったうえで有効な施策を検討することが重要である。

今後、高齢化の進展と出生率の低下がますます「問題」視されていく中で、「子育て中の貧困層への支援」という課題をタイ政府はどのように性格づけて実施していくのか、農村を基盤とした福祉社会が構築、あるいは再構築されていくのかどうかといった問題とからめつつ検討していく必要があるだろう。本稿で検討した限りにおいて「子育て支援」は、確かにタイにおいても課題化されつつあるが、その中では子育て中の人々のニーズや、養育者、子どもの幸福（well-being）についてのビジョンが鮮明にされているとはいえなかった。「充足経済」の哲学、仏教の使われ方や、家族道徳の普及のあり方、そしてそれらが貧困層によってどのように受け止められているのか、実践されているのかなどの問題も含めて検討することが今後の課題となる。

【注】

¹⁾ 本稿では、(ガーン)パッター・デックの訳語として「子ども開発」を用いた。「人的資源の開発」という側面を強調するためであるが、現場の教員や保育士の間では、「子どもの発達促進、能力向上」というニュアンスで使われている。鈴木(2006)のようにスーン・パッター・デック・レックを「幼児発達センター」と訳している例もあるが、筆者は「子ども開発」と統一するために「幼児開発センター」とした。デックは子ども、デック・レックは幼児の意である。なお、パッター・ガーンは「発達」と訳した。

²⁾ 1990年に被用者社会保障(保険)制度が制定され、民間の賃金労働者が強制的に保険料を徴収されるようになった。

³⁾ 有給出産休暇については、社会保険負担と雇用者負担がそれぞれ50%である。しかし、より多くの収入を求めて既定の90日より早く職場に復帰する人が多く問題

視されている。たとえば、推奨される6か月間の母乳育児が困難になるなどの観点からである。

⁴⁾ 末廣によれば、東アジアの開発志向国家における制度的な福祉システムの国民的拡充の試みには限界がある。末廣は、その「理由のひとつは財政的な制約であり、もうひとつは高齢者の急増である。ここに、福祉の供給サービスの主体を国家や企業の外に求める『福祉システムの社会化』の理由がある。(中略)仮に開発志向国家が、民主化や経済危機を契機に社会福祉をより重視するようになったとしても、少子高齢化という新たな圧力のもとでは、国家や企業以外のサービス供給主体を考えざるをえない」と述べている[末廣2006:118]。

⁵⁾ 表2には、1980年代に発刊された主な子育て情報雑誌を発行する出版社の一覧が含まれている。欧米の子育て雑誌のタイ版もある。一冊70~100ページであり雑誌としてはそれほど高価というわけではない。

⁶⁾ 「NWEC-IFR2005」では、6か国(日本・韓国・タイ・フランス・スウェーデン・アメリカ)で0歳から12歳までの子どもを育てている人(各国男女約500人、計約1000人ずつ)を対象としてサンプル調査を実施した。筆者は主としてタイ調査の分担者として調査票の作成から分析までの全過程に参加した。タイにおけるサンプル調査(2005年秋~2006年1月)は、AC NIELSEN THAILANDに委託し、また、ヒヤリング調査は2006年2月から2009年2月にかけて3回(のべ20日間)にわたって実施した。

⁷⁾ 1997年憲法、第8次教育開発計画(1997~2002年)、1999年の国家教育基本法、そして2002年からの省庁再編、県ごとの教育委員会の設置、12年基礎教育無償化などの動きを含む。

⁸⁾ 3歳以上を対象とした幼稚園や入学準備クラスはすでに全国に広がっていたが、第8次教育開発計画ではじめて0-3歳の幼児が「教育」の対象として位置づけられた。識字率も初等教育就学率も近隣諸国の中で相対的に高かったタイでは、1990年代半ば以降から、基礎教育拡充政策に伴って早期教育の重要性が認識されるようになった。子どもの「身体、感情・精神、社会性および知性の調和的発達」[鈴木2006:119]を目指すというのが、教育省「1997年就学前教育カリキュラム」で定められた目標である。このカリキュラムは、2003年に「幼児教育カリキュラム」と名称を変え、「幼児教育」を将来的に知識基盤社会の担い手となる人材を育成する予備段階として位置づけ、「タイ文化の尊重や家庭・コミュニティとの連携などが新たに強調された」[鈴木2006:118-119]。

⁹⁾ 1992年および99年のデータは教育省管轄以外の託児施設・幼児教育機関などへの在籍者を含んでいることが明記された国家教育委員会のデータに依拠している。2004年のデータは「方針および戦略」による。

10) たとえば、タクシンは 2005 年 7 月 8 日の Asian Corporate Conference Bangkok 基調演説で「子どもたちが国際的な競争力を身につけるためのツールを与えることが最も重要である。なぜなら、それが国家的発展の戦略を変革する道筋となるものだからである」と述べている (Opening Keynote Address by His Excellency Thaksin Shinawatra Prime Minister of Thailand at the 15th Asian Corporate Conference Bangkok June 8, 2005).

<http://www.asiasociety.org/conference05/shinawatra.html>

11) 幼児 (0-5 歳) 開発に関する方針および戦略 (2007-2016) は、1999 年のタイ教育法、第 10 次 (2007-2016 年) タイ国家経済・社会開発 5 ヵ年計画 (2007-2016 年)、タイ国家教育計画 (2002-2006 年)、国連、ユニセフの提言などを下に策定された。また、国家幼児教育委員会を新設することも明記されている。目的は以下の 4 点である。1、国家レベル、その他のあらゆるレベルで、潜在能力に応じて最大限に幼児を教育できるような支援についての見解、指針を一致させる。2、関係省、組織が本「方針および戦略」を用いて効率的な幼児教育の戦略/計画を策定できるようにする。3、研究、調査、評価のデータ収集の指針とする。4、幼児教育を教育改革の重点とする。

12) 8 省 35 以上の官民組織が記載された表 2 は、政府の、あるいは政府に協力的な民間の「子育て支援機関一覧」と読み替えられる本稿の課題にとって貴重な資料である。

13) 農村部ではムー・バーン (ムラ、地区)、都市では地域住民組織、NGO によって組織化された住民グループなどを意味する。「コミュニティ」が訳語として用いられることが多いが、意味するものが文脈によって異なることもあるので、チュムチョンとカタカナ表記する。具体的に何を指しているか説明の必要がある場合には、本文中に示す。「コミュニティ」を含む翻訳文を引用する場合にはそのまま用いる。

14) 「NWEC-IFR2005 サンプル調査」では、調査回答者とその人が育てている子どもとの関係を問う質問に対し、1994 年には、夫婦の実子が 96.7%、父親の実子 0.1%、母親の実子 0.5%、養子 0.6%、その他 2.1%であったのが、2005 年では、夫婦の実子が 84.9%までに減り、その他が 12.1%と著しく増えた。父親の実子は 0.5%、母親の実子が 0.9%、養子が 1.6%であった。また、別居中の子どもがあるかないかという質問に対し、「いない」と答えている人の割合が 85%と 6 カ国中最も少ない (1994 年は 94%)。スウェーデン・フランス、アメリカがほぼ 90%と並んでおり、韓国、日本は 98%以上の人が「いない」と答えている。祖父母が子どもを育ててい

る事例や、ステップファミリー(あるいは blended family)の事例を多く含んでいると推定される。

15) 永井 (2008) が紹介する 2007 年 1 月のデータでは、全地方自治体の設置合計数 7,855 のうちタンボン自治体が 6,616 と圧倒的に多い。幼児開発機関全体で 17,000 箇所が 2004 年までに地方自治体に委譲され、その後も新たな機関が設立されているということであるから。単純計算でいえば、各地方自治体に平均 2~3 か所程度の幼児開発期間が存在するということになる。また、タイの地方自治体のシステムは複雑でわかりにくい、永井 (2007) によれば、農村部にはタンボン自治体とテーサバーン・タンボンがある。テーサバーンは都市自治体を意味し、後者は慣例的に「町」と訳されてきた。2007 年以降にタンボン自治体のテーサバーン自治体への「格上げ」の動きがあり、農村のまま「町」になったという少々複雑な事情があるようである。

16) 拙稿 [江藤 2007]で紹介したコンケン県のタンボン自治体 (このうちいくつかは 2008 年中にテーサバーン・タンボン=「町」に昇格した) によって運営されている幼児開発機関を含めて、筆者が見学した農村部のいくつかの施設は、いずれも完全無償ではなかった。たとえば消耗品代や送迎代という名目で親から実費を徴収していた。その他、制服や靴などに経費がかかっている。ポンチット氏によれば、制服についての規定は定めていないとのことだったが、いずれもタンボンの名称の入った独自の制服や体操着などを使用していた。その点を尋ねると、いろいろな名目で経費を徴収している場合もあると考えられるが、基本はすべて無料でなければならないとのことであった。

17) ブー・ドゥーレー・デック (「子どもの世話をする人」の意) の略称である。保育士と訳してきたが、クルーへの統一によっていずれは消滅する名称かもしれない。

18) 公衆衛生省保健局環境保健室による ศูนย์เด็กดีเมือง (優良託児センター) という名称のウェブサイト上で公開されている評価フォームを参照されたい。url は、

<http://envh.anamai.moph.go.th/cbb/index.htm> 設置基準の制定や認可は社会開発・福祉局の担当、評価は環境保健室の担当という分担がある。託児施設や幼児開発機関を管轄する自治体に所属する保健センターが評価を行うのが現実的であり、経験もあるからだという。

19) Kusakabe (2006) でもこの施設が紹介されている。

20) 社会開発・福祉局の規定では、養育者と子どもの比率は 0 歳が 1:3、1-3 歳が 1:6、3-5 歳が 1:10、5-6 歳が 1:15 となっている。

21) タイにおける母乳育児の推進については、江藤(2007)、Etoh (2007)を参照。

22) Kusakabe (2006) では、社会開発・福祉局のデモンストレーション施設として紹介されていた。

23) コンケン県の幼児開発センターの保育士は、タンボン自治体（当時）の職員として採用されていた。

24) ケオマノーナム（2006）を参照。松藺（1999）によれば、チュムチョンは日本の自治組織、町内会のレベルの住民組織であり、かならずしもスラムを意味しない。

25) センター長によれば、当時、内務省公共福祉局によってディンデーン以外に有名なスラムであったクロントゥイ、バーン・ラーチャウィティ、ディンデーン、タークシンの4か所で同様の託児施設が開設されたという。

26) 国立子ども家族開発研究所（NICFD タイ語名は sathaban heng chat phua phatthana dek le khropkhrua）所長でタイの子育て研究の第一人者であるサイルディ教授に江藤が面会を申し込んだところ、所内の数名の研究者たちが同席して意見交換をすることができた。なお、この研究所は1990年に発効した「子どもの権利条約」（タイは1992年に加入）に対応して、国家レベルの行動計画の一環として1997年に設立された。研究所では修士レベルの教育、子育て、家族・子ども開発に関する研究、その他、Kids & Family YELLOW PAGE を作成するなど、子育て情報普及活動も行っている。いわば子育て支援のハブである。

27) 社会開発・福祉局のベンチャーさんは、「子育てを楽しくないと感じるのは、仕事が安定していない若い夫婦や10代で子どもを持ってしまった母親ではないだろうか。子育てを始める準備がないため自信がないためであろう」と語った。本文中に示したようにサイルディ博士も同様の問題を指摘しており、社会問題として共有されている認識と考えてよいだろう。

28) タイ語ではセータキット・ポーピアン、英訳は sufficient economy である。この概念そのものについては、恒石（2007）の説明がわかりやすい。特にタクシン政権の崩壊後にこの哲学が強調された背景には、タクシンの目指した「グローバル化・自由化」、「タイ王国の現代化計画」[末廣，2008]に対抗しようとする保守派の利害があった。

29) OWAFD のウェブサイトによれば、家族開発センターのプログラム以外に、2008年度に実施されたプログラムには、「家族と過ごす時間キャンペーン」、「結婚準備キャンペーン」、「家族に関するナリッジ・ベースの構築」、

「家族アセスメントの研究」（後述）、「警察官による家族内問題の研究」があり、これらは女性問題・家族制度開発事務室の傘下にある家族制度推進室によって実施されている。また、これら以外に、家族開発センターのリーダーを対象としたセミナー「家族内での男女平等を促進するための行動策略に関するセミナー」が、同じく女性問題・家族制度開発事務室の傘下のジェンダー平等推進室の企画によって実施されている。

30) 以下のウェブサイトで見修の様子を見ることができ。僧侶、親に感謝する子、それに涙する親の姿などの写真が掲載されている。

<http://www.women-family.go.th/th/family-data/family-center/website3/khonkaen.html>

31) ムアン郡テーサバーン・タンボン・バーントゥムでは、独居高齢者をターゲットグループとしたプログラムが計画の力点とされていた。担当者はバーントゥムの出身者で、コンケン大学大学院でコミュニティ開発を学びながら職員として働いている。彼女はバーントゥムがタンボン自治体だった時期に自治体議会議長の秘書になってタンボン内をまわり、高齢者のケアの問題が思っていた以上に深刻であることに気づいて現職を志願したという。隣のテーサバーン・タンボン・サーウアッティにも「チュムチョン内家族開発センター」があるとのことと訪問してみたが、ここには特に「家族開発」の担当者はいなかった。関連するプログラムは衛生環境セクションの職員が保健センター（公衆衛生省の管轄）の職員と協力して実施している。力を入れているのは妊婦や高齢者の健康診断などである。このサーウアッティでは、2006年に「結婚準備研修」を実施したことがある。副事務長によると、この研修は公衆衛生省の企画によるもので、自治体は参加者と場を提供しただけであった。

32) 2002年の省庁再編まで、「家族制度開発」プログラムは総理府国家女性問題委員会の管轄下にあった。そのため、当初の計画文書ではジェンダー視点が非常に色濃く出ている。2008年2月の訪問時、OWAFDの専門家職員は、「タイではまず家族が基本なので、家族内からジェンダー平等の問題に取り組むというやり方がタイ社会の特質に合致している。ジェンダー主流化を強調するような政策より効果的である」との見解を示した。

【引用文献】

Bangkok Post 2008a (February 25, 2008)

Bangkok Post 2008b (July 15, 2008) “More women than men and fewer babies in Thailand” in Easy Business News, by Jon Fernquest.

- Etoh, Sae 2007 “Toward gender sensitive policymaking adapted to the local situation- Through examining obstacles to the policy of promoting breastfeeding in the rural north-east of Thailand-“『国際ワークショップ ローカル・ニーズの豊かな世界 「草の根」からジェンダー課題を考える paper集』国際ジェンダー学会・開発とジェンダー分科会編
- 江藤双恵 2007「タイの子育てと子ども政策の展開 —都市—農村間の比較」『国立女性教育会館研究ジャーナル』Vol.11 33-45.
- 萩原久美子 2008『子育て支援』のメインストリーム化『子育て支援の潮流と課題』ぎょうせい 18-42.
- Hennon, Charles B., Allen Jones, Katharine Hooper-Briar and Dagmar Kopčanová 1996 “A snapshot in time: Family policy and the United Nations International Year of the Family” *Journal of Family and Economic Issues* Vol. 17, Number 1 9-46.
- ケオマノータム マリー 2006「バンコクの地域住民組織—地域社会開発とカナカマカーン・チュムチョン」『ヘスティアとクリオ』第4号 23-49.
- 国立女性教育会館 2006 『平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査報告書』
- Kusakabe, Kyoko 2006 “Reconciling work and family: Issues and policies in Thailand”: Conditions of Work and Employment Series No. 14, *Conditions of Work and Employment Programme*, ILO.
- 松蔭祐子 1999「バンコクの都市住民組織・プロジェクト協力型から自助的開発型へ」幡谷則子編『発展途上国の都市住民組織』アジア経済研究所 125-152.
- 永井史男 2007「タイの地方分権・地方自治の現在連載第1回タイの地方自治はどう変わったか—自治体の地位変更：ダムボン自治体からテーサバーンへ」盤谷日本人商工会議所『所報』12月号(518号) 49-56.
- 永井史男 2008「第4章 地方分権改革『合理化なき近代化』の帰結」『タイ政治・行政の変革1991—2006年』玉田・船津編 アジア経済研究所 117-158.
- ONEC undated “The Status of Development and Child Care Policies and Programs in Thailand” (<http://www.edthai.com/reform/nov20a.htm>)
- 斧出節子 2007「第7章 タイ・バンコク都における中間層の家事・育児・介護—再生労働の社会的枠組み—」『アジアの家族とジェンダー』落合恵美子 山根真理 宮坂靖子編 勁草書房 168-186.
- 大泉啓一郎 2007 『老いてゆくアジア 繁栄の構図が変わるとき』中公新書
- 汐見稔幸 2008「第1章 子育て支援、その成果と課題 —少子化対策の意義と限界」『子育て支援の潮流と課題』ぎょうせい 3-17.
- 末廣昭 2006「東アジア福祉システムの展望：論点の整理」【特集:2 アジア社会の少子高齢化と社会保障制度】『アジア研究』Vol.52 No2 113-124.

- 末廣昭 2008 「第7章 経済社会政策と予算制度改革—タックシン首相の「タイ王国の現代化計画」『タイ政治・行政の変革 1991—2006年』玉田・船津編 アジア経済研究所 237-285.
- 菅谷広宣 2004 「第5章 東南アジアの社会保障」『アジア諸国の福祉戦略』大沢真理編著 ミネルヴァ書房 183-220.
- 鈴木康郎 2006 「第5章 タイ グローバル化時代における伝統文化の保持と揺れる学力観」『アジアの就学前教育-幼児教育の制度・カリキュラム・実践』池田充裕・山田千明編 明石書店 105-131.
- 恒石隆雄 2007 「セタキット・ポーピアン(充足経済)」アジア経済研究所 海外研究員レポート (http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/200703_tsuneishi.pdf)
- United Nations 2006 “Statement by H.E. Watana Muangsook, Minister of Social Development and Human Security, Head of the Delegation of Thailand, *The Thirty-fourth Session of the Committee On the Elimination of Discrimination Against Women*” New York January 20.
- The World Bank 1999 Thailand Social Monitor 1: Challenge for Social Reform, January 1999.
- สำนักงานกิจการสตรีและสถาบันครอบครัว กระทรวงการพัฒนาสังคมและความมั่นคงของมนุษย์ (社会開発人間の安全保障省・女性問題家族制度開発事務室) 1999 นโยบายและแผนงานในการพัฒนาสถาบันครอบครัว 「家族制度開発 政策と計画」 สำนักงานกิจการสตรีและสถาบันครอบครัว
- กระทรวงการพัฒนาสังคมและความมั่นคงของมนุษย์ (社会開発人間の安全保障省・女性問題家族制度開発事務室) undated นโยบายและยุทธศาสตร์ครอบครัวปี 47-56 「家族制度開発方針・戦略 2004-2013」
- สถาบันพัฒนาการสาธารณสุขอาเซียน มหาวิทยาลัยมหิดล (マヒドン大学アセアン健康開発研究所および社会開発・人間の安全保障省女性問題・家族制度事務室) โครงการสำรวจสภาพครอบครัวตามตัวชี้วัดสถาบันครอบครัวเข้มแข็ง 2550 (*The Family Assessment Survey Based on the Criteria of the Strong Family Institute 2007*)
- ร่างนโยบายและยุทธศาสตร์การพัฒนาศูนย์เด็กปฐมวัย(0-5 ปี) ระยะยาว พ.ศ.2548-2557 (「幼児 (0-5歳) 教育開発に関する方針および戦略 2007-2016」)